

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

経済常任委員会 会議録			
日 時	平成 17 年 12 月 19 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 3 1 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大畠委員長、古沢副委員長、井川・小林・佐々木(茂)・山口・ 見楚谷・佐野 各委員		
説明員	経済・港湾 両部長、農業委員会事務局長  ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「平成 17 年度企業立地状況について」

(経済) 渡邊主幹

平成 17 年度企業立地状況につきまして、お手元に配布いたしました資料 1 に基づいて説明いたします。

最初に、新規立地企業でございますが、銭函 3 丁目地域においては、肉製品製造の札幌佐々木畜産株式会社、木製家具製造の協同組合札幌木工センターほか 8 社が、また、石狩湾新港小樽市域においては、肉製品・総菜製造の株式会社コスモジャパンほか 2 社が立地し、合わせて 13 社が新たに立地決定いたしました。なお、13 件のうち 9 件は転売などにより、土地又は土地・建物を取得したものであります。

次に、平成 17 年度に操業を開始した企業でございますが、銭函 3 丁目地域においては、機械器具製造の寿産業株式会社ほか 2 社、石狩湾新港小樽市域におきましては、道路貨物運送業のおたる食品株式会社が操業を始め、合わせて 4 社が操業を開始いたしております。

この結果、銭函工業団地並びに石狩湾新港小樽市域の立地状況につきましては、平成 17 年 11 月末日現在、銭函工業団地では合計 119 社の立地があり、分譲面積は 64.2 ヘクタール、分譲率は 84.8 パーセントとなっており、これらの立地企業 119 社のうち、94 社が既に操業を行っております。

一方、石狩湾新港小樽市域につきましては、66 社の立地があり、分譲面積は 105.1 ヘクタール、分譲率は 44.5 パーセントとなっており、立地企業 66 社のうち、37 社が既に操業を開始しております。

石狩湾新港地域全体の立地状況につきましては、立地企業数が 722 社、分譲面積は 750.5 ヘクタールで、分譲率は 62.1 パーセントとなっており、立地企業 722 社のうち 579 社が操業を行っております。

企業立地を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますけれども、引き続き必要な情報収集に努め、さらに、多くの企業の立地、操業が図られますよう、関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

「稲穂 1 丁目再開発施設の跡利用について」

(経済) 本間主幹

第 3 回定例会の経済常任委員会におきまして、稲穂 1 丁目再開発施設の丸井今井小樽店について報告をいたしました。その後の状況について報告いたします。

丸井今井小樽店が 10 月 31 日で閉店したことから、同店で営業していた地権者が中心となりまして、「小樽サンモール・ネオ」の名称でテナント会を結成し、地下及び 1 階で 28 店舗が集結いたしまして、11 月 18 日営業を再開したところであります。

現在、地下食品売場の不足業種であります鮮魚店などと出店交渉を行っており、年内に複数の店舗が出店する予定であります。テナント会からは、今後も出店交渉を進め、魅力ある売場づくりに取り組んでいくと伺っております。

今後の施設全体の活用につきましては、小樽開発株式会社の顧問弁護士や金融機関等の関係者が核テナントにデイベロッパーの誘致を進めておりますが、現段階では決定していない状況にあります。

また、雇用関係につきましては、11 月 25 日に市内ホテルを会場に雇用保険の受給手続を含め、総合相談会が開

催されたところであります。12 月 15 日現在、正社員 7 名、契約社員及びパート 57 名、丸井以外のテナント関係従業員 47 名、合計 111 名がハローワークに求職手続をしておりまして、このうち 3 名の再就職が確定しており、21 名の方が内定を待っている状況と伺っております。

今後も関係機関と十分に連携を図りながら、再開発施設の活性化の取組を進めてまいりたいと考えております。

委員長

「小樽市観光基本計画（素案）について」

（経済）観光振興室飯田主幹

小樽市観光基本計画の素案がまとまりましたので、これまでの経過等も含めて報告いたします。

本計画の策定に当たっては、市民や市内の広範な団体の意見を計画に反映させるため、一般市民から委員 2 名を公募するとともに、観光関連団体や経済団体、市民団体、そして国・道の行政機関、小樽商科大学から委員の推薦をいただき、合計 16 名の委員からなる小樽市観光基本計画策定委員会を平成 15 年 11 月 21 日に立ち上げ、これまで 14 回にわたり策定委員会の開催をして計画内容を協議してまいりましたが、本日配布いたしました素案としてまとめたものであります。

計画の概要につきましては、お手元の資料の小樽市観光基本計画（素案）構成概要に基づき説明させていただきます。

まず、本計画のタイトルは、「新・いいふりこき宣言」、サブタイトルは「歴史と誇りと技が織りなす ふれあい都市「小樽」へ」と決めました。

計画は全体で 6 章の構成となっております。序章では計画策定の趣旨や性格、計画の期間についてまとめられております。

第 1 章、「国内の観光動向と小樽観光の現状・課題」では、国内の観光動向及び小樽観光の現状について整理するとともに、これらを受けまして小樽観光の課題として、マス・ツーリズム依存からの脱却、国際化・グローバル化への対応強化など、六つの課題が示されております。

第 2 章の「小樽観光の基本的な考え方」では、観光振興が果たす役割を整理するとともに、小樽観光の基本理念を定め、観光振興を進める上での四つの基本的な考え方と三つの指標が示されております。

第 3 章の「小樽観光の目指すべき姿と主要施策」では、小樽観光の目指すべき姿として「ゆっくりと時間が流れるまち・おたる」「心と体においしいまち・おたる」「海を感じさせるまち・おたる」「路をつなぐまち・おたる」の四つの都市像を設定するとともに、それぞれの都市像ごとに主要施策を取り込み、その総数は 27 本となっております。

第 4 章の「小樽観光重点地域の展開方向」については、地理的特性や観光資源の状況などを踏まえ、中央・手宮地域など市内 5 地域を重点地域と設定し、地域ごとに観光振興の展開方向が示されております。

第 5 章、「小樽観光の推進のために」では、計画推進の主体と役割ということで、市民、観光事業者、観光関連団体、経済界、行政の五つの主体を定め、それぞれの役割を明記するとともに、小樽観光の構造改革に向けた推進体制づくりに対する方策が示されております。

次に、今後のスケジュールについてであります。明 20 日より、本計画素案について市民の皆さんより意見等をいただくため、本市ホームページを活用してパブリックコメントの募集を行います。また、小樽観光協会や商工会議所などの市内の団体からも、広く意見等をいただくこととしております。また、これと並行して、関係課による庁内検討会議を開催し、庁内の意見等の調整を図ることとしております。

これらの作業を来年 1 月中旬に終えまして、策定委員会から小樽市観光基本計画案を市に提出いただく予定であり、これを受けて市では企画会議に諮り、その後市民や関係団体等への周知に努めることとしております。

委員長

「平成 17 年石狩湾新港管理組合議会第 3 回定例会について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

平成 17 年石狩湾新港管理組合議会第 3 回定例会が去る 11 月 4 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、工事請負契約の締結の件の一件が提出され、本件は西地区ふ頭用地荷役機械等設置工事について 11 億 8,860 万円で、五洋・丸彦渡辺特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結する内容であり、原案どおり可決されました。

報告事項につきましては、平成 16 年度石狩湾新港管理組合一般会計歳入歳出決算に関する件の 1 件の報告がありまして、認定されたところでございます。

委員長

「石狩湾新港管理組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、去る 11 月 28 日付けで事前協議がありましたので、その概要につきまして説明いたします。

資料 2 をごらんください。

本件は、本年度の北海道人事委員会勧告に基づく北海道の給与条例の改正を受け、管理組合職員の給料月額を 0.33 パーセントの減額、配偶者に係る扶養手当を 1 万 3,500 円から 1 万 3,000 円に減額、勤勉手当の年間支給月数を 1.4 月分から 1.45 月分へ増額する内容であり、平成 17 年 4 月から 11 月までの改定相当分につきましては、12 月の期末手当で調整するという内容になっております。

市といたしましては、小樽市からの派遣職員の給料については、既に小樽市の独自削減 5 パーセントが適用されていることから、取扱いにつきまして、今回の改定の影響を受けないことを確認するとともに、手当につきましても、小樽市の条例を準用することを確認し、11 月 30 日付けで同意する旨の回答をいたしました。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について一括説明願います。

「議案第 14 号ないし第 17 号公の施設の指定管理者の指定について」

(経済)商業労政課長

当委員会に付託されました議案第 14 号から議案第 17 号はいずれも指定管理者の指定にかかわる案件でありますので、まとめて報告させていただきます。

経済部が所管しております産業会館、事業内職業訓練センター、自然の村、観光物産プラザの四つの公の施設につきましては、さきに開催されました小樽市公の施設指定管理者選考委員会において、指定管理者を公募とせず、任意に選定することとしたものであります。具体的には、産業会館は協同組合小樽名店街に、事業内職業訓練センターは小樽地方職業訓練協会に、自然の村は財団法人おたる自然の村公社に、観光物産プラザは社団法人小樽観光協会を指定するものであります。

任意に選定した理由でございますが、事業内職業訓練センターにつきましては、職業訓練等、特定の施策を実施するための施設で、経営の効率化よりも関連団体との連携や育成が優先されるということ、その他の三つの施設につきましては、施設設置の経過、事業内容、事業の継続性の観点や現在の受託団体の実績等を考慮し、その団体を引き続き指定することにより、相当程度の事業効果が期待できるというふうに判断したためでございます。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

稲穂 1 丁目再開発施設の跡利用について

午前中にその予定ではなかったのですが、報告の 2 をちょっと伺ってきまして、地権者テナントも含めてテナントが 28、新たな年内テナントだと。私も見てきましたけれども、新たなテナントというのは実態的にはテナントではないですね。要するに、今入っているテナントが間口を別に看板を変えてやるという意味、何て言うのですかね。

その業者が来て、店を出すという方式ではないやつですね。そういうようなものも含めて頑張っているのですが、本当に大変だなということを実感してきました。それに関連して、小樽開発とあと金融団のこと、ちょっと触れていましたけれども、金融団のことですが、これは相当心してかかりたいと思うのです。マイカルで言えば、政策投資銀行が 210 億円を 14 億円で売り払って逃げたという話はしました。これは機会があれば、またいろいろところで議論しなければいけないと思うのですが、それに R C C でしょう。北陸銀行が民間金融機関としてはかんでおりますが、大所はこの 3 社です。3 機関ですね。そのうちの二つが政策投資銀行と R C C 整理回収機構ですから、また、この 1 丁目再開発施設を舞台として、同じような動きが展開されるとしたら、これは大変だなというふうに思っているのです。ですから、そういったときに金融団の動きなどには、特に注視をして、監視をしてといいますが、時と場合によっては間髪を入れず、行政としてののしかるべき対応などということも考えておかなければいけないのではないかなというような感じを率直にしています。その点については、いかがでしょうか。

( 経済 ) 本間主幹

今、お話のありました小樽開発の債権者である金融機関であります。御指摘のとおり 3 行ございます。その中で、一番の大口であります D B J が主導権を持っているわけでありまして、例えばこの間の仮営業につきましても、当初、金融機関側はなるべくそのままの状態、どこかスポンサーが見つかりやすいということで、地権者等の営業再開については難色を示していたわけですが、行政としましては、やはり地元の商店を守る、また、商店街の明かりを消さないということから交渉をいたしまして、何とか仮営業ということで営業再開にこぎつけたという経緯がございます。また、この間、顧問弁護士の方ともいろいろと相談していく中で、今後の跡施設の活用につきましては、中心市街地の活性化に役に立つ施設ということで、考えていきたいということをお伺いしておりますので、今後とも債権者をはじめ、顧問弁護士といろいろ協議しながら、そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

古沢委員

マイカルのときに、ちょっと触れておきましたけれども、例の 14 億円、公簿上の抵当権付債権額で言えば、およそ 7 パーセントぐらいの超安値でたたき売って、政策投資銀行は手を引いたわけですね。なぜ、あの時期にこのを振り返ってみたら、なるほどなと思いましたが、O B C の再生計画が認可、認定されたのが 14 年の春ですから、その中で別除権債権者とは別途協定を 1 年以内に結ぶというのが、裁判所の再生計画を認可するに当たって 1 項目起きていました。政策投資銀行は、言ってみれば、別途協定を結んで後に引きずるよりは、安値であってもたたき売って 1 年という期間のうちに手を引いた方がというふうに考えたのだと思うのです。15 年 3 月にポスフルに売ってしまいましたというのは、ぎりぎり 1 年ですから。だから、そういうようなことを平気でやるのですから、政府系金融機関であってもというか、政府系金融機関だから平気でそういうことをやれるわけです。R C C についても似たり寄ったりのことは全国で展開しています。そうしたときに、またいわば別除権者として別のところが、ここの再開発施設の跡地利用に参加してくるという可能性だってないとは言えないと思うのです。そうい

う心配を私はしています。これは一応提起をしておきたいと思います。

今日、質問したいのは、そんなにないのです。

港の施設の開放について

一つは港の問題です。市民へどのように港の施設を開放していくことができるかという問題は、特にソーラス条約の関連で多少議論をしてきました。御承知のように、陸域については幾つかのふ頭が既に物理的な規制措置が講じられています。この陸域ふ頭はどこどこになりますか。

(港湾)施設管理課長

ソーラス条約で立入禁止区域が設けられた区域につきましては、札幌側から勝納ふ頭、港町ふ頭、中央ふ頭、それから第3ふ頭、それと手宮岸壁ということになっております。

古沢委員

この制限対象となる船というのは、外航船舶でしょうけれども、500トン以上の船が対象になるということで理解してよろしいですね。そこで、この間の委員会の中で、要するにこういうこともはっきりしました。道内の重要港湾12港の制限状況ですが、陸域バースにフェンスで制限を加えているのですが、そのフェンスのゲートが365日閉鎖されている港もあれば、そうでないところもありますということがはっきりしまして、ゲートを外国船舶が着いていないときに開放している港があったわけですね。どこでしたか。

(港湾)施設管理課長

道内は函館、釧路、室蘭ほか2港、今、言葉が出てきませんが、道内で5港、そういう形をとっているところがあると聞いております。

古沢委員

道内で5港が、要するに500トン超の外航船舶が着いていないときには、市民にいわば開放されているわけです。そういう港がありますと。同じソーラス対応です。同時に、そのときに水域の制限を、どうするかという問題が議論になりまして、これは当時議論されたときには50メートルないし60メートルの範囲で陸域制限を加えられている岸壁から海側、これを設定したいというふうに言うておりましたけれども、正確にはどういうふうになっていますか。

(港湾)施設管理課長

各ふ頭ごとに申し上げますと、第3号ふ頭につきましては50メートル、それから港町ふ頭につきましては範囲がございまして、50メートルから札幌寄りの1号につきましてはコンテナヤードになっておりますけれども、105メートルになっております。それから、港町岸壁につきましては50メートル、次に中央ふ頭になりますけれども、これにつきましては50メートルから手宮側につきましては105メートル、次に勝納ふ頭でございまして、60メートルということで水域の制限区域を設けております。

古沢委員

この制限設定で条例に基づいて具体的に今おっしゃられた範囲を制限するという告示がされています。これは今年の1月14日付けですね。区域制限を加えているのですが、あとは何もありませんから、要するに365日制限するよということでよろしいですね。

(港湾)施設管理課長

制限区域については、特段そういったものはございません。

古沢委員

そこでぜひどうでしょう。調べてもらいましたから、急に今日調べてもらって、先ほど示していただいた岸壁の外航船の利用状況、正確にまだわかりませんが、第3号ふ頭だけはとりあえず間に合いました。それで、第3号ふ頭の14番バースは去年のこの制限を加えた後、去年の7月から今年の6月までの1年間で、14番バースには43隻、

利用日数で言えば 106 日だそうです。15 番バースは 34 隻の 100 日、16 番バースで 30 隻の 34 日、こういう利用状況なのです。これを例えば函館や稚内などでゲートを開放しているということ、例えばこの第 3 号ふ頭でとりあえずフェンスを設定されて制限を設けられているのだけれども、市民に開放することができるというふうに思えば、これはバースごとの利用日数ですから、重なり合って A という船と B という船が 14 番と 15 番に着いているというふうに、どちらにもカウントされているということもあるでしょうから、おおよそ 1 年間の半分ぐらいは少なくとも市民に開放できるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

(港湾) 施設管理課長

去年 7 月 1 日からソーラス条約が発効いたしまして、要は船舶の安全を主としましたこの条約が事実発効してきたわけですが、港内で釣り客などへ、先ほどもおっしゃられました外国船舶が停泊していないときには開放しているというお話ですが、小樽港というのは、いろいろとロシア船だとか北朝鮮の船も入ってまいりまして、第 3 号ふ頭につきましては、やはり今までどおりの形で船舶が常駐していなくても、あくまでも制限区域の中を開放してしまうと、その後また船舶が入ってくる時に、どうしても制限区域内の不審物だとか不審者の関係を再度チェックするという体制を、またつくっていかねばならないという部分がございます、その部分としては、今までどおり釣り客の方だとか一般の方々には、制限区域はまず開放は難しいのではないかと考えております。

古沢委員

同じような条件を抱えているのは、先ほど 5 港、重要港湾 12 港のうち、ゲート開放しているということでお答えいただきましたから、例えば稚内港、どういう管理をしてこういうふうにゲート開放しているのでしょうか。ですから、そういったことも含めて、テロ対策最優先というのではなくて、港も港の施設も市民が活用・利用できるものだとすることを、可能な限り広げていくという方向を検討していただきたいと思うのです。例えばロシア船対策だって、中古車の問題だって、ゲートを開放していても、税関のチェックを受けなければ事実上ゲート内に入りはいけないのでしょうか。フリーパスであそこに中古車を持っていったりなんかするということは、今のしくみでいったらできるのですか。税関のチェックが必要ではないですか。そういった規制を十分働かせれば、そういう対応というのはとれないのでしょうか。

(港湾) 港湾振興室長

先ほど古沢委員の方に、ソーラス関係ということで第 3 号ふ頭の着いている船の隻数について資料をお渡ししたのですが、実質的には第 3 号ふ頭でソーラス以外の 500 トン未満の小さな船が結構数的には入ってきております。第 3 号ふ頭全体で見ますと、ソーラス以外の船を含めまして、これはひき船も入るのですが、2,100 隻第 3 号ふ頭だけに着いてくる船がございます。そしてそのうち、ソーラスに該当するバースに着く 500 トン未満の船も含めて 566 隻、第 3 号ふ頭の 14 番、15 番、16 番で着く船の隻数が年間 566 隻でございます。そのうち 500 トン以上ということになると 100 隻少しということになりまして、実質的には荷役の関係とかございまして、相当ふくそうしているというのが実態でございます。そういう中で、今、第 3 号ふ頭についてはなかなか市民に開放できる状況にはないというふうに考えております。

古沢委員

ちょっと研究してみましよう。それは 500 トン未満がバースに着くというのは、小樽だけの特徴ではないですから。これはゲートを開放している網走の港だって、釧路の港だって、函館の港だって、紋別の港だって、ましてやロシア船籍で 500 トン未満の船が稚内港では相当入っているでしょうから、そういったところでもいろいろ工夫はされているのだと思うのです。やってみただけでもまずいということで 365 日閉鎖しているのであれば、そういう事情もお知らせいただきたいし、研究して市民に開放できるのであれば、可能な限りそういう方向を探っていただきたいと私は思うのです。その方法はどうですか。

港湾部長

第 3 号ふ頭の使用状況につきましては、今、担当課長なり、室長の方から説明させていただきました。それでは、ほかの港がどうなのかといいますと、ほかの港についても、似たような状況が言えるのかなとは思いますが、ただ今言われた道内他港、今開放している 5 港、これらの状況をもう少し詳しく調べて、それが小樽港でそのとおり適用できるのかどうか、そういう部分を含めて他港の状況、それから現に 365 日閉めているところもどういう状況なのか、道内の港、調べてからその辺の判断をさせていただきたいと思えます。

それと、第 3 号ふ頭の件でつけ加えますと、今、第 3 号ふ頭につきましては、税関の保税地区の指定を受けています、基部の方、特に中間部分につきましては、輸出用の中古車等が税関の検査を受けたり、船を積み込むまでの間の保管だとかということで、今年の 7 月 1 日以降、中古車の積出しの方法が変わって以来、相当込み合ってきておりました、中古車のパイヤー等も相当そこに入っている状況になっておりますので、現状、今委員が言われたとおり、こういう状況の中で市民を入れてどうのこうのというのは、今見る限りでは相当難しい部分があるのかなとは思いますが、他港の状況なんかちょっと調査させていただきたいと思えます。

古沢委員

市民が通常は水域側、海側から岸壁を利用するということはあまりないでしょう、今、対象になっているパースで言えば、陸側からですよ。ですから、フェンスが設置されてゲートが閉鎖されているから、したがって入れないのですが、海側から考えたら、蘭島でもドリームビーチでも遊泳禁止のところにはちゃんと旗が立っていたりするのです。ところが、この制限区域、海側には、どこが制限区域ラインなのか。そのラインを超えたら強制的にだ捕されるのですか。例えばですよ。告示はしたと言っても、そういったことだではないでしょう。ですから、できるだけ市民へ開放するというような方向が、可能な限りやっていただきたいと、そういう方向で取り組んでいこうではないかということ、この問題ではお願いをしておきたいというふうに思えます。

議案第 14 号ないし議案第 17 号について（指定管理者制度の導入について）

次は、議案にかかります。第 14 号ないし第 17 号です。

最初に、この公の施設の指定管理者制度の導入については、これまで別場で賛成できないということで立場をはっきりさせてきました。今回、これがそれぞれの施設ごとの条例改正を受けて、そしていよいよ指定管理者の指定という段階に来たのですが、私は今こういうふうに考えているのです。そもそも条例改正に反対したから、それでは全部反対かと言えば、必ずしもそうではないと。それで、この第 14 号から第 17 号に関して言えば、地方自治法の旧法、改正前の旧法の取扱いで、いわゆる公共組織、公共的な組織に管理委託することができるというふうに次第に拡大されて、そこまで来ていたのですが、その旧法で受託管理をしていた団体が、条例改正に基づいて指定管理者として指定される場合については、これまでの管理委託での実績もあるわけですから、これは個別で言えば、そもそも条例に反対したから反対ですという態度はとりません。ですから、この四つについては、基本的には同意をしたいと思っています。

ただ、問題はちゃんと言っておかなければいけないので、ちょっと質問というか議論をさせていただきたいと思っています。そもそも指定管理者制度に至る過程というのは、どういうものだったかということが、一つはあるのです。もともとはこういう公の施設ですから、地方公共団体が直営、直接管理をして公共の福祉に資するというので、管理をしてきたのだと思うのですが、それが次第にそういうあり方が拡大をされてきて、前自治法の中身で言えば、1991 年に出資法人等政令で認めるものについても許されると。ですから、今回の四つの指定管理者として指定されようとする団体は、その 1991 年の制度拡大をすることによって受託管理者になってきたのだと思うのですが、それ以降の実績を持っているのだと思うのです。ここに来て、なぜ、それでは今度は株式会社と、言ってみれば、何でもありというふうにしたか。これは一つは大きな動機は P F I 法の制定でしょう。P F I 法を制定したけれども、公の施設の管理のあり方が、旧法のままだったら実効性を伴わないということが大きな要因で、結局、



今の地方自治法一部改正という形になって、株式会社等の管理ができるようになってきたのだと思うのです。ですから、新たに民間会社等が参入しようとするものについては、私たちはそう簡単に賛成はできないということになってきます。

それを踏まえた上で、この四つの指定管理者として指定しようとする団体の役員は今どういうふうになっているか。理事長あるいは会長、理事あるいは役員、わかれば教えてください。

(経済)商業労政課長

四つの指定管理者の役員についてということでございますけれども、順不同になりますが、事業内職業訓練センターですけれども、建築技能協同組合ほか家具だとか左官だとか、そういった協同組合がございます。7団体で構成しておりまして、それぞれの団体の長の方が理事になっておられます。また、会長が協同組合からでなくて会長が1名、それから副会長が1名、それから理事が今言いました業界の代表者ということで4名、そして監事が2名ということになってございます。

それから運河プラザの指定管理者ですが、観光協会ですけれども、会長がかま栄の社長ですけれども、いらっしゃいまして、副会長はそれぞれ観光関連の社長なりホテルの代表者ということで4名いらっしゃいます。そのほかに理事がいらっしゃいまして、合計理事は16名、監事が2名ということになってございます。それぞれ観光協会に加入している会員です。

それから産業会館ですが、小樽名店街に指定管理者になっていただくということなのですが、産業会館の1階に名店街ということで、10店舗ほど入店しております。その組合員で名店街という協同組合を組織しているわけですが、理事長、副理事長、それから専務理事、理事ということで、入店している中から4名の方が役員と理事長以下ということになっております。

それから、自然の村ですけれども、自然の村、公益法人の役員ですけれども、助役が理事長になっております。それから、副理事長に経済部長がなっています。そのほか市の部長職としては、教育部長、市民部長も理事になっておりまして、理事長、副理事長を含めて理事は10名、それから監事が2名おりまして、農業委員会の代表の方、税理士事務所の代表の方が監事になっております。

古沢委員

自然の村と観光協会は、これ知事が設立許可をした財団法人、社団法人ですね。それから、名店街は中小企業等協同組合法に基づいて設立された協同組合です。この三つは法人格を有していて、訓練協会は法人とは言えない、この三つとは組織を異にしています。そして、さらに自然の村はこれは市の100パーセント出資組織ですね。というまた別の性格を異にする組織にもなっていますが、しかし、いずれもこの四つについては、先ほど言ったように、この間の受託管理者としての実績をそれぞれ持ってこられた団体・組織だというふうに言えると思います。

そこで、指定管理者制度導入に当たって、運用に関する指針というのが示されていますが、そこで目的について述べていますが、主なもの、二つないし三つ挙げていると思いますが、何だったですかね。

(経済)商業労政課長

今、言われました委員会の方からといいますか、指定管理者制度を進める場合の指針ということで出ております。その中でうたっております指定管理者制度の目的ということでは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用する。住民サービスの向上を図る。それから、経費の節減を図ると、以上のようなことを目的として掲げているということであります。

古沢委員

条例のときに議論したのですが、公共の福祉のためにということとその条例にきちんとうたうべきだという議論になった際に、いや、それはそもそも地方自治法でうたわれていることだから、あえて条例にうたい込む必要がないのではないかという答弁であったような気がします。それで、今の指針の中の目的で、それは最初の二つがおお

よそそれらに該当することですけれども、三つ目に挙げられた経費節減・節約効果といいますが、何のために指定管理者制度を導入するのかという点で肝心な目的ですが、この四つ、今年度予算と来年度の債務負担行為で計上されているのと比べてみて、いわゆる節約効果というのはあるのですか。

(経済) 商業労政課長

今、言われましたように、経費の節減ということも指定管理者制度の目的の一つということに間違いはないですけれども、先ほど冒頭報告いたしましたように、そういった経費の節減ということも、2 次的あるいは 3 次的にあると思いますけれども、報告した施設につきましては、これまでの事業の継続、実績といったものを考慮しまして、引き続き随意契約といいますが、変えないでいくといった方針が委員会の下で決定されましたので、それに従って我々は動かなければならないというのが前提だと思えます。

ただ、予算につきましては、現実的には 17 年度予算と 18 年度予算はほぼ同額で、現実に経費節減というのは図られておりません。ただ、これから指定管理者として責任を持ってそれぞれの法人なり、指定管理者として仕事をしていく上で、いろいろな工夫も生まれてくるでしょうし、数年たてば、その経費面の効果というものも期待できるということがあるかと思えます。

古沢委員

ぜひ、節約効果を上げれというふうな意味で聞いているわけでは、必ずしもないのです。この制度導入の目的、節減・節約効果を上げんがばかりに、受託管理、指定管理者として指定された組織で働く従業員や、若しくはそこでさらに委託されているいろいろな業務をされている業者との関係やそういったものは、節約節約ということで変わってしまうということは、これはこれでまた大きな別の問題になりますから、今回に限って言えば、いわば節約効果は何もないのだということだけは確認しておきたいと思うのです。

もう一つですが、この問題を議論したときに、私は第 15 号の訓練センターのことでお尋ねをしました。訓練センターはちょっとこの 4 本の中で一つだけ、おやと思うところなのですけれども、つまりこの前議論したように、一つは当時の条例規定上からいっても、正規に受託管理者として条例上決めてこられなかった組織であったわけです。これは議論しました。それはきちんとすべきではなかったのかということでは議論しました。この訓練センターを委託管理、受託管理してきていた職業訓練協会ですけれども、実は委託契約をしているといっても、委託契約に伴ってお金が動いていない受託者、受託管理者なのです。これについては、今回も変わらないということによろしいですか。

(経済) 商業労政課長

これから新年度に向けて結ぶ協定書の中で、現締結しております契約書と全く同じになるかというのは、いわゆる所管しております総務部のいろいろな指示がございまして、マニュアル的なものもまだ来ておりませんので、何とも言えない部分もございまして、確かに言われましたように、委託契約ということで維持管理なり、運営をお願いしております。そして、現状では委託契約といっても、委託料は無償であるというふうになっておりますが、これが指定管理者の協定書になりまして、無償ということになるかどうかというのはまだ何とも言えないというふうに思いますが、原課としては基本的にあいう団体ですので、労働者の職業訓練という極めて公共的立場の施設ですので、できれば同じような形でというふうには思っております。

古沢委員

ですから、ここについて言えば、要するに直営であっても何ら問題はないところではあるなと私は思ったのです。つまりお金が動くわけではないですから、直営で無償で貸与しているに過ぎない。そして、人件費等の補助金を出していれば、形として言えば何も指定管理者として指定するというふうに仰々しく構えることはないところかなと私は思いました。けれども、既に条例改正で指定管理者として指定するというふうになっているから、今回提案をされているわけですから、最初に言ったようにあえて反対するものではありません。ただもう一つ、そのときに議

論をしていた問題が、やはり宿題として残るのかなという気はします。つまり、このセンターの指定管理者として指定される協会の会長職にある人が、議員であるという問題は、これはここで議論されるということではないでしょうけれども、場合によっては私は心配するのですが、議員の兼業禁止規定という問題にかかわるおそれもなきにしもあらずかなという気はしているのです。そういったことからすれば、これはこの協会の方で検討されるべきことではないかと。解決されないまま、このままずっといくわけにはいかないのではないかとというふうに私は心配しているのですが、その点ではどうですか。

(経済)商業労政課長

兼業禁止ということがございまして、実際に全国の情報を見ますと、公の施設の条例がございまして、その中で議会の議員だとか、知事とか副知事とかというそういう役職にある方は、この指定管理者となる法人の役員ということにはならないのではないかといいますか、なつてはいけないというような規定が実際にございますが、小樽市の場合は、今言ったような考え方をとっておりませんで、先ほど言いました指定管理者の選考委員会の中で、そういったことも含めて検討されまして任意に指定するという事になったものですから、我々としてはそれに従って事務を進めるということになっております。

古沢委員

終わりますけれども、この兼業禁止規定というのは狭い解釈ではないようです。つまり地方自治法第 92 条の 2 ですけれども、解説によれば、これは狭く民法上の請負だけに限らないのだというふうに言っています。地方公共団体に対して物件や労力などを供給することを目的とされる契約、これらもすべて含むのだと。広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約をすべて含むと解するのが妥当なのだということから、例えば以前に示したように三重県の条例などで言えば、明確にそういう意味では条例上、兼業禁止規定を盛り込んでいるということだと思っております。これは、引き続き解決されるべきテーマではないかということ最後に申し述べて、私は終わります。

委員長

答弁いいですね。

古沢委員

いいです。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

-----  
井川委員

農業委員会について

最初に、農業委員会についてお尋ねいたします。

現行の農業委員会の役割、仕事をお願いします。

農業委員会事務局長

現在、小樽市農業委員会の農業委員の仕事ということですが、今、農業委員は 14 名小樽市にはおります。主に二つありまして、一つは法令業務といひまして、農地法という法律があって、その中で農地については普通の土地のように自由に売買をしたり、貸し借りをしたりできないと。あくまでも農地は農業の用に使うという縛りみたいなものがありまして、その関係の、例えばその農地を借りる、貸すという場合でも許可だとか、あるいは所有権を譲る、売るだとか、そういうときの許可を出す。それからあと、農地を農地以外に転用すると私たちは言っているのですけれども、例えば資材置場にするとか、駐車場にするとかいろいろな部分があるのです

けれども、あとこれは市街化区域か調整区域かによっても違って、市街化区域の場合であれば、家を建てるとかかって転用する場合もあるのですけれども、そういうときの転用の許可を出すという、そういう仕事を法律に基づいてやっています。

それからあと、農業振興地域の整備計画というのがあるのですけれども、これを変更する場合には農業委員会の意見を聞いて変更するというので、意見を求めるということもあります。

それから、法令に基づかない業務といたしましては、現況証明書といたしまして、先ほどの農地ともかかわるのですけれども、農地が登記簿上、畑となっている土地が実際には受け付けても畑でない、農地でない場合があるのです。そういう場合も、自由に法務局の登記を変えることができる、所有権移転などを農業委員会を通さなくてできるということがあるものですから、ずいぶん現況証明をくださいという、土地の所有者の方から多くありまして、それを実際、その証明の申請が出ますと、現地を見に行くと、これは農地か農地でないかという判断を農業委員がやっているということです。

それから、年に1度ですけれども、農地基本台帳調査といたしまして、これは言ってみれば、国勢調査の農家版みたいな、小樽市内だけなのですけれども、そういう調査をやっております。

それから、ほかには農地に関する農業者の方の相談だとか、あるいは農業の経営に関する相談なんかを受けるですとか、主にこのようなことをやっています。

井川委員

私は、別に農業委員会をなくすとかあっていいとかそういうことではなくて、実は先般、東京の農林水産事務官から勉強する機会を得まして、これから温暖化、1度温度が上がることによって物すごく農業の形態が変わっていくと。そして、しかも将来的にうんと温度が上がっていくと、北海道が日本の農業を担う一番のいい条件のところだということで、北海道のコシヒカリ、北海道のササニシキという、今の新潟とかああいうところの魚沼産のやつが全部北海道へ移るだろうという、そういう認識の下で説明を受けて私もびっくりしました。それで、今、実際には私たちふだん見ていると、北海道は農業がだんだんと衰退しているというか、後継者がいないということで、非常に心細い、先細っているようなそんな農業形態だというふうには実は思うのです。それで、私は今、農業委員会でどんな、農業に従事する方を育成するような、そういう仕事もしていらっしゃるのかなということでお聞きをいたしました。

それで、これからどんどん全国に北海道の農産物を提供しなければならない、そういう役目を受けるときに、農業をする人がだれもいないというのでだんだん減ってきて、先細っていくのであれば情けないなと思って、お聞きをしていたのですけれども、現在、遊休地というのですか、小樽はどのくらいあるのでしょうか。

農業委員会事務局長

遊休農地の調査というのは非常に難しく、私たちの方も十分調査をしきれていない部分もありますので、正確にその数値をもって遊休農地、小樽に幾らありますということを申し上げられませんが、ただ傾向としては年々遊休農地は増えてきているということで、あとは具体的な数値、今申し上げましたように申し上げられませんが、相当数の遊休農地があるというぐあいに判断をしているというか、理解をしています。

井川委員

それと、先週の新聞に教育委員会と農業委員会、ここはちょっと教育委員会は所管外なのですけれども、委員長とかそういうものは、首長あるいは副市長が、副市長というのは、今の小樽市で言えば助役ですか、そういう方が兼務できるということを書いていた。小樽市の考え方として、どんなふう考えていますか。

農業委員会事務局長

ただいまのお話ですけれども、ちょっと私、今、委員のおっしゃったようなことは、直接聞いていないものから、実態というか真実がどうなのかというのはわからないのですけれども、ただ規制改革・民間開放推進会議と

いうところがありまして、そこでは農業委員会について委員の構成だとか、選任の方法を見直して、学識経験者などの中立的な第三者からなる組織にすべきだというような、こういう意見等をまとめて決議を出しているというような部分もあるのですけれども、そういうことなのかなと思いますけれども、今、私現在の時点ではそういう農業委員会の会長を、例えば市長がやるとか、助役がやるというようなこと、聞いていませんので、具体的に小樽にそれはどうなのか、ちょっとお答えできないということです。

井川委員

はい、わかりました。それで、例えば後継者の育成なんかについてはどのようにお考えでしょうか。

農業委員会事務局長

これは、確かに先ほど申しましたように、小樽はやはり農家の高齢化が進んで、農家戸数が減ってきている、遊休農地が増えてきているということですが、ただこれは小樽だけの問題ではなくて、北海道全体もそうですし、日本全体がそういうことになっていまして、国の方もその辺については非常に危機感といいますか、持ちまして、この3月に国の食料・農業・農村基本計画という、10年計画、5年前につくってやっていたのですけれども、それを5年で見直しをしようということで、去年は見直し作業をやりまして、この3月に新しい食料・農業・農村基本計画というのでございまして、その中で担い手の育成とか遊休農地の解消、優良農地の確保といいますか、その辺のこともうたっています。今、その計画の実現に向けて国がいろいろ新しい施策といいますか、そういうものを打ち出してきている中なのですけれども、その中で一つは担い手という概念といいますか、考え方を、担い手に農地を集めて、担い手というのは意欲を持ってある程度安定した農業経営をやる人を担い手というぐあいに、そういう人に農地を集めて、そういう人が農業をやっていくような方向に持っていくというぐあいにしているということ。あとは農業生産法人といまして、株式会社とは違うのですけれども、そういう農業をやる法人をつくって、個人の農家では限界があるということで法人化をして農業をやっていこうということとか、あるいは今、農村再生特区の中での、株式会社に特区で、今までは土地を所有することはできませんけれども、リースで借りて農業をやるということをやっていたのですけれども、それを今度全国展開しようとか、そういう形で、国の方がいろいろ農業を進める上での施策というのを展開してきていますので、それが小樽にどのような形で入れられるのかというのが、これまた非常に難しい問題があるのですけれども、私たちとしては農協の方だとか、あるいは農業改良普及センターなんかとも連携をとって、遊休農地の解消をして農地を確保すると、あるいは担い手を育成するというものに向けて、取組をやっていきたいと思っています。

井川委員

質問を変えます。

サンモール・ネオの経営状態について

先ほどサンモール・ネオの現状についてお話をお聞きしました。28店舗入っているということで、再開して1か月たちましたけれども、経営状態はどのようになっていますか。

(経済)本間主幹

11月11日に地下及び1階で28店舗が営業いたしました。18日はたしか金曜日だったと思いますが、この金、土、日で、ネオからの報告によりますと、約1万人の来場者といいますと、これはレジの利用者から推計している数字なのですが、1万人以上の来館者がありまして、売上げも皆さん方の予想を上回るものだったと聞いております。ただ、1階部分は100パーセント埋まっているのですが、地下が50パーセントほどしか埋まっていなくて、現在も例えば魚屋とかといろいろ交渉をしているような状況にはあります。

井川委員

1万人も入っているということで、大変すばらしいというか、本当に人通りが少なくなくて、大変だといういろいろなうわさを聞きながら、結構人が入っているのだなということで、主婦の願いとして、やはり地下が少し盛況にな

るにはどうしても魚屋が入らなければ、まず地下は 50 パーセントどまりできっと終わるのではないかと思うので、できるだけ魚屋にうんと声をかけて、小樽らしい魚を売っていただくと、結構観光客も魚をやはり買いたい人がいらっちゃって、私なんか考えるには、あそこをもしできれば、一大土産店というのですか、小樽の土産はあそこに行ったら何でも買えるのだと、そういうような、そういう夢を私は持っているのですけれども、できればあけておかないで、あそこの旧丸井今井のところに行って、サンモール・ネオに行ったら、小樽のものがすべて買えるのだという、そんなあれにしたら、結構観光客も立ち寄るのではないかなという、そういう思いもあったのですけれども、そのような考えはどんなものでしょうか。

( 経済 ) 本間主幹

御指摘のとおり、確かに今、地下の食品売場をどのように埋めていくかというのが大きな課題でありまして、オープン後の状況なのですけれども、12 月 15 日ですけれども、以前丸井今井の食品売場にありました海産物の土産にも適したようなそういった贈答品に使えるような店がオープンしております。また、本日は中華点心ということで、四川茶寮という店がオープンしました。また、年内にテナント会が運営するパン屋だとか、あとばんじゅう屋、キムチなどを取り扱う店もオープンさせたいというふうなことを伺っております。

あそこの商店街としまして、隣にグランドホテルがあって、またすぐそばにオーセントホテルがある。やはり観光客のお客様にとっても、非常に利便性のいい場所ですから、何とか地下の売場の魅力づくりということでは、今、井川委員からもお話がありましたように、あそこに行けば小樽のそういった名物、名産品がそろうというような展開も大事なのかということを考えておりますので、テナント会の方には伝えていきたいと思っています。

井川委員

ぜひ、思い切った発想の転換をしてください。私はいつもここで申し上げるのですけれども、私この間小樽駅にも行ってみました。本当に小樽の観光のあれ、ちょっと隅の方にありましたけれども、その折にちょうど真ん中に、私がいつも言うように本当に小さなワゴンなのですけれども、女の子 3 人ぐらい入ってずっとワゴンでクリスマスのこういう小さなものをいっぱい、駅に入ったらほっとするのです。ああ、小樽のものが売っているのだと。皆さんそこで 1,000 円でも 2,000 円でも買物するのですよ。ですから、やはりそういう部分で何かほっとするような小樽であらなければならないという、そういう考え方を持って、思い切って何か一つでも二つでもぜひ実行していただきたい。失敗を恐れないでやっていただきたいと思います。それはやはり市の方の指導が 100 パーセントなかったらできないと思うので、何とかひとつ思い切った英知とすばらしいアイデアでもって頑張ってください。

運河の新しい活用について

それからもう一つ、観光基本計画における運河がいろいろあれされていますけれども、小樽と言ったら、まず運河としか皆さん思っていないのですよ。それで、運河はあのままでもいいのかなと、私たちもいつも思っています。何か運河について、どんな活用をしたらいいか、市の方でそういうアイデアがないでしょうか。

( 経済 ) 観光振興室飯田主幹

このたびの観光基本計画(素案)におきましては、特に運河の活用に限ってということの文言は盛り込まれてございませんけれども、観光客にとって心地よい水辺空間を創出するというので、運河や周辺環境と調和した整備を進めることなどによりまして、港湾施設等の観光活用を図ってまいりたいと、そういったことで進めてまいりたいと考えてございます。

井川委員

先ほどちょっと港湾部に聞いたのですけれども、運河の長さは 2 キロあるという話を聞きました。それで、2 キロもあるのであれば、ちょっとした船というのですか、ただ歩くだけでなく、何かそんなような、ちょっとした船と言ったらおかしいのですけれども、それなりの観光用のでも 2 キロあったら行ったり来たりできて、そんな部分

で楽しめる部分もあるのではないかなと、そんな計画は全然ないでしょうか。

( 経済 ) 観光振興室佐藤主幹

運河ですけれども、浅草橋からそれから北側、運河公園、現在残っていますが、1,140メートルほどです。それで、祝津航路、オタモイ航路ということで、海の観光を一手に引き受けていただいています小樽観光振興公社、港湾部のところにありますけれども、そちらからお聞きした話で、まだはっきりした話ではございませんけれども、静岡県の伊豆の方で観光遊覧船事業を営んでいる会社がございます、そちらの会社が今の公社といろいろな形でタイアップ、どういう形で協力するかはっきりわかりませんが、そういう中で今の浅草橋から北運河まで1.1キロちょっとの長さに、木造の船外機のような和船、それを浮かべてみたいということで、何か計画されていることは聞いていますけれども、一体いつの時期なのかとか、どういう形なのかという詳細についてはまだ伺っておりません。

井川委員

はい、わかりました。本当にやはり何といても知恵を出すのは、一番知恵を出して人が来ていただけるのは運河かなと思うのです。運河も自然のものでありますから、なかなか知恵といても難しいと思いますけれども、やはりその辺もほかのところに行っているいろいろなところを見て、私もいろいろなところを見て、松江なんか本当に汚くて臭いところなのですけれども、あそこをずっと回るだけでも、何となく違った観光というのですか、目新しい観光というか、やはり松江らしいなという、そんな感じもするので、できたらちょっとほかのところにも目を向けてみて、小樽をどんなふうにしたらいいかということも勉強していただきたいと思います。

新規立地企業の状況について

次に、先ほど、新規立地企業 13 社ということで操業開始している会社が 4 社あります。これはほとんど銭函なのです。私も銭函に住んでいるのですけれども、非常に銭函、売れ行きがよくて、大分塗りつぶされて、あまり空白がなくなってきたような状態ですけれども、この残り 9 社については、どのような見通しでしょうか。立地はしたけれども、すぐ操業開始できるような会社というのはありますでしょうか。

( 経済 ) 渡邊主幹

お手元に配布しました資料 1 で新規立地企業が 13 社で、そのうち 2 の操業開始は 4 社しかない。これは今年 11 月、先月末までの締めでございます、既に今年 12 月まで、若しくは年明けの 2 月ころまでに操業を開始したいという企業がこの中で 7 社ございます。そうしますと、7 社と 4 社ですから、年度内には合計で 11 社ほどが操業開始に何とかこぎつけられるのではないかと考えております。

井川委員

大変御苦労されて、一生懸命頑張っているから、本当にここが一生懸命頑張って元気になれば、税金が入る。市長も工業協同組合の会合にいらしても、しっかり元気づけて、何とか小樽が元気になるのはここからだよという、いつも発信しています。私もたまにそういうところに出席していますけれども、市長もずいぶん力を入れていらっしゃる、やはりここは何としてでも頑張りたい場所だということで、これからもぜひ頑張りたいと思います。

石狩湾新港の貨物の入港状況について

石狩湾新港の直近の貨物の入港隻数と貨物の取扱トン数、昨年同期に比べて減っているか増えているかということをお教えください。

( 港湾 ) 港湾整備室大野主幹

新港の取扱貨物量及び入港船舶隻数でございますが、速報値で本年 1 月から 9 月まで報告をいただいておりますので、9 月までの前年対比で説明いたします。

まず、入港隻数でございますが、昨年 16 年の 9 月までで 1,452 隻、それに対して本年 9 月までで 1,406 隻という

ことで、46 隻減少しております。次に、貨物量でございますが、同じく 9 月までで 16 年につきましては約 247 万 5,000 トン、本年につきましては 263 万 3,000 トンということで、約 15 万 8,000 トン増加しております。

井川委員

船の入港数が減っているわりには、貨物が増えている。これはどんな原因なのでしょうか。

(港湾) 港湾整備室大野主幹

直接新港管理組合からお伺いした経過はございませんが、おおむね小樽港につきましても、船が増減いたしましても貨物が増えるという状況でございますし、逆の場合もございます。ですから、1 隻当たりの貨物の取扱量では今回 9 月末では昨年よりも若干多かったというふうと考えられます。

井川委員

私、どうして石狩を聞いたかという先般、北海道知事高橋はるみさんとちょっと政策の懇談会というのがありまして、実は今たくさん小樽に権限移譲が来て、12 の部門で 500 何ほか権限移譲が来ていますけれども、逆権限移譲というのですか、小樽は非常に財政難で本当に困っていると、私も知事に申し上げました。でも、今、小樽市独自の保健所を一つ抱えています。港が二つもあると。そんなところはないのではないだろうかということで、知事に逆権限移譲はどうかと聞いたら、知事は大変小樽の困っているのは存じ上げておりますと。それについても、北海道も非常に困っていますと。小樽市も再建団体に陥るかもわからないけれども、北海道もいつ陥るかわからない、そんなようなお話をしまして、大変知事も心を痛めておりました。そんなわけで、今後、これからずっとこのまま財政が困難になっていった場合、小樽の港としてどんな展望になっていくか、部長、今後の展望について、大変難しいと思いますけれども、一言。

港湾部長

今、小樽市の財政が厳しい中、今後、小樽港の展望がどうなっていくかというお話ですけれども、小樽港の将来ビジョン等につきましては、今、懇談会等で方向性を検討してございます。ただ、財政のそういう問題につきましては、以前からも港湾管理者が北海道の場合は市だということで、この経過については過去いろいろございますけれども、当時は当時でそれなりの市の方の経済評価なりそういうものがあって、市が港湾管理者という部分がございましたけれども、最近のこういう経済情勢からいきますと、市町村で管理するのが大変だと。ただ、港湾の流通形態については、市町村だけではなくて、北海道全体にわたってそういう経済困難が出ているだろうということで、ほかの港湾管理者についても一定程度、自分たちだけでやっていくのは大変だと。道の関与も必要だと、そういうような考え方を持っている方もございます。

いずれにいたしましても、こういう厳しい状況でございます。道の方についても、先ほど委員がおっしゃるとおり、知事がそういう状況だというお話もございますけれども、大変市町村の管理については厳しいものがございまして、以前にも北海道が主催しております北海道重要港湾協議会という会議がございまして、以前そういう会議の中でも、関係の自治体の方からそういう管理の問題等の議論がされた経過がございます。ただ、そのときは今と状況が違ったものですから、今こういう状況の中、今後はまたそういうこともいろいろな面で、例えば財政効果の面だけではなくて、地方自治の確保だとか、関連産業の影響だとか、そういう幅広い中から、慎重に検討していかなければならないのかなと、そのように考えてございます。

井川委員

はい、ありがとうございます。終わります。

-----  
佐々木(茂)委員

観光誘致促進協議会への補助金について

まず初めに、観光誘致促進協議会への補助金について。これは 590 万円ほど支出されておりますが、どんな事業



をされているのか。

( 経済 ) 観光振興室飯田主幹

今年度の誘致協への市の補助金でございますけれども、この内訳でございますけれども、観光ガイドマップの製作費ということで 400 万円、それから誘致協の運営費ということで 190 万円となっております。また、ガイドマップの製作以外の今年度の誘致協の事業の主なものとしたしましては、今年 10 月に実施をいたしました台湾への海外プロモーション事業ですとか、それから 12 月 1 日から始めております、今回新たに始めましたイベント、ロングクリスマスの実施、それから来年 2 月に予定をしております旅行エージェンツ招へい事業、あるいは通年で行ってございますけれども、ホームページの維持管理、こういった事業となっております。

佐々木 ( 茂 ) 委員

それで今る説明がありましたけれども、この観光振興をどのように影響を与えていると思えますか。

( 経済 ) 観光振興室飯田主幹

現在、小樽市内におきまして、小樽全体の取組として観光プロモーションをやっている団体としては、誘致協という形になってございますので、ある意味、小樽観光の全面的な誘致 PR に努めているというふうに考えてございます。

佐々木 ( 茂 ) 委員

観光案内所の運営費の交付金について

次に、観光案内所の運営費の交付金についてですが、これも 850 万円ほど支出しているのですが、これは現在どこでどのように運営されているか。

( 経済 ) 観光振興室佐藤主幹

観光案内所につきましては、現在、市内に 3 か所ございます。一つは小樽駅の緑の窓口に入っすぐのところ、1 か所、それから運河プラザ、中の喫茶部の隣です。それから浅草橋街園、運河の南端の一番札幌側の街園にプレハブを置きまして、この 3 か所で案内所が置かれているということですが、運営主体は社団法人小樽観光協会というところでやっています。こちらの団体に対しまして、今、委員がおっしゃいました 850 万円ということで、人件費と交通費と、それから法定福利費ということの部分を支出するということです。

佐々木 ( 茂 ) 委員

人件費と交通費ということは、1 人か 2 人ということでしょうか。

( 経済 ) 観光振興室佐藤主幹

小樽駅の案内所には 1 名配置しています。それから、運河プラザにも 1 名配置しております。それから、浅草橋街園には 2 名、このほかにローテーション要員として 2 名おりまして、計 6 名分の賃金と交通費が主なものになっています。

佐々木 ( 茂 ) 委員

そうすると、運営については 6 名というか、正規に 4 名ですか。臨時的にローテーションという形ですから、そんなに高い賃金を払っていないのですね。

( 経済 ) 観光振興室佐藤主幹

時間が運河プラザの方は通年 9 時から午後の 6 時までということになっておりまして、それから小樽駅と浅草橋街園につきましては、夏場、4 月から 9 月まで、これは 9 時から午後 6 時まで、それから秋、冬とありますが、10 月から 3 月までは 9 時から午後の 5 時までと、結構長い時間になっておりますので、最低賃金が 640 数円ですのでそれからしましても、人数分としますと金額的には相当な賃金になるかと思えます。

佐々木（茂）委員

おたる水族館について

次に、おたる水族館のこについて尋ねます。有料入館者数が 2,000 万人を達成したというふうに新聞には出てございました。それで、1964 年以来入館者数が 31 万人台に落ち込んだというふうなことが出てございました。それで、今後の対策として、どのようにされるのか。例えば施設の老朽化、場所、現在地でいいのかとか、そのようなことも踏まえて、水族館は今後、この入客数というか、入込み数の増大を図るような計画をされているのか、その辺について。

（経済）観光振興室佐藤主幹

おたる水族館は今年の 10 月 17 日で有料入館者 2,000 万人突破になりました。この積算につきましては、昭和 33 年 7 月、北海道博覧会の海の会場ということで開設して以来の数字です。それで、48 年まで市営の水族館で現在の高島岬の下側の方でやっておりましたけれども、土地問題、いろいろ土地を持っておられる方が複数いらっしゃいまして、そういう地代の更改等の関係でその当時の施設が大きくてできないということになりまして、49 年から公社で今の位置でやっております。その際に、小樽市が近くにいらっしゃいます方から土地を現物でいただいて、それを出資金にかえるということで、あとは海獣とか魚とか、そういうものも旧水族館を引き継ぐ形で現物出資で 51 パーセント今持っているという形です。

そういうことで、土地問題としましては、民間の方が 3 名、それからあとは海獣公園のがけがございます。あれは、財務省のがけなものですから、土地関係はふくそうしておりません。それで、49 年から今の位置になりまして、31 年経過と。それで聞くところによりますと、水回りというのは、大体 20 年から二十三、四年までが限界と。限界はほぼ来ているという中で、現在は大きくは壊れておりませんが、この 9 月から副館長をトップにしました館内の建替えに向けました検討会議というものを立ち上げておりまして、今月に入るまで三、四回、もう行われております。それで、実際に建替えということなのですが、まだ明確に発表はされておりませんが、33 年の開館からあと 4 年で 50 年という節目を迎えますので、50 周年に向けて職員一丸となって取り組んでいるということで伺っております。

佐々木（茂）委員

サンモール・ネオについて

先ほど、サンモール・ネオの質問が井川委員の方からもありました。それで、店舗のこについてございましたけれども、いわゆる今後の対策として先ほど古沢委員からも質問がありましたけれども、旧丸井今井の使用していた店舗の部分、金融団の絡み。それで、一方で何か地下と 1 階だけは埋まったのだけれども、今度その上については現在、逆にサンモール・ネオが営業したことに伴って、その活用のはかり方といいますか、その辺は今後について何かどの程度まであれしているいろいろな形でいい方向に行くのか、その辺でわかる範囲以内でお答えをお願いします。

（経済）本間主幹

今、サンモール・ネオの地下及び 1 階は、あくまでも暫定営業ということでやっております。この間、我々経済部の方でもいろいろな業者の方から案内がありまして、例えばアミューズメント系をフロアごとに展開したいとか、そういった話も含めて複数ございました。ただ、債権者である金融機関は、隣にありますアネックス館という専門店ビル、ここも空きフロアになって数年経過しておりますが、そういった施設を一体として活用できるテナントなり、ディベロッパーなり、誘致を今検討しておりまして、それにつきましては、現在、報告申し上げましたように、決定されているような状況にはないというところがございます。

佐々木（茂）委員

そうすると、まだまだ先行きが不透明な感じで暫定営業をしたと、こんなことなのでしょうか。

企業倒産について

それから次に、企業倒産のことについて教えていただきたいと思います。長引く不況の下で、中小零細企業が経営の状況が思わしくなくて、倒産していると思うのですが、小樽での倒産の状況、どのようになっているのでしょうか。

(経済)産業振興課長

市内の倒産の状況ということでございますので、倒産件数と負債総額につきまして、同じ 11 月、昨年 11 月と、まず今年の 11 月で比較をさせていただきたいと思います。これは民間の信用調査会社のデータで、1,000 万円以上の負債総額を対象としているものでございますけれども、倒産の件数でいきますと、昨年 11 月時点で 10 件、それから今年の 11 月時点で 16 件ということで、6 件多くなってございます。それから、負債の総額、同じく 11 月時点で見ますと、昨年は約 33 億円、それから今年は 21 億 7,000 万円ということで、金額としては 11 億 3,000 万円減ってございますけれども、これにつきましては、昨年大きな水産会社が 1 件倒産しておりまして、大型倒産 1 件もあったということで、負債総額については今年の方が少なくなってございますけれども、全国的に見ましても、昨年と比べますと今年の方が多くなっているというような状況でございます。

ただ、個人商店などにつきましては、やはり高齢化の問題ですとか、後継者がいないということで自主廃業の例も多いというふうに向ってございますけれども、これにつきましては、さまざまな事情があると思いますけれども、実態把握については難しいということで、数字については把握してございません。御理解いただきたいと思います。

佐々木(茂)委員

いろいろな状況がありますから、お知らせできないというか、わかります。それで、この倒産等について小樽市としての対応というか、支援策というのでしょうか、そういったことについてはどのようなことをされておられるのですか。

(経済)産業振興課長

企業に対する支援策ということのお尋ねでございますけれども、私どもといたしましては、常時経営相談窓口というのを開設いたしまして、さまざま相談に応じさせていただいておりますし、本市さまざまな融資制度を持ってございますけれども、その融資制度についてもさまざまな機会を通じて PR をさせていただいているところでございます。それから、資金需要の高まります年末につきましては、国民金融公庫、商工会議所、信用保証協会、北海道と合同で年末の合同金融相談窓口を開設いたしまして、相談を受け付けているというところでございます。また、商工会議所が金融懇談会を開設してございますけれども、この金融懇談会にも市がオブザーバーとして参加してございますけれども、八つの金融機関も参加してございますけれども、こういった場を通じましても、中小企業に対する円滑な融資を実施していただきたいということで、協力を要請しているというところでございます。

佐々木(茂)委員

先ほど説明されたのかどうか聞き漏れたかもわかりませんが、傾向として後継者不足で自主廃業という形がという話をいただきましたけれども、傾向として民事再生になるのか、破産になるのかみたいな形の傾向としてはどうでしょうか。

(経済)産業振興課長

今年のデータでいきますと、16 件、倒産しているという話を先ほどさせていただきましたけれども、これも全国的な例と同じでございます。全国的にいうと清算型ということになってございます。本市におきましても 16 件のうち破産というのが 6 件あります。それから、再生型の民事再生、再生を図ろうという企業につきましては 2 件ということで、大体これも全国的な内容と同じような傾向を示しておりますけれども、やはり販売不振という景気回復の遅れ、そういったものが原因ではないかというふう考えているところでございます。

佐々木（茂）委員

歩行者の通行量調査について

次に、資料をいただきました関係で、歩行者の通行量調査、この資料をいただきました。このいろいろな形のものはどういうふうにして現在調べておられるのか。この目的と利用、どんなふうな形になっているのでしょうか。

（経済）本間主幹

歩行者の通行量調査ですけれども、この調査は昭和 61 年から平成 10 年までは 3 年ごとに年 1 回実施してまいりました。平成 11 年以降は、毎年、春と秋、年 2 回実施してまいります。その調査の目的といたしましては、過去の調査との時系列比較ということがまず第一にありまして、そのほか、例えば郊外に大型店が出店し、その影響が中心商店街にどのような形で現れるか、また、中心商店街の中には新たな商業施設がオープンすると、そういったことが通行量にどのような影響が出てくるのか、そういった商業立地動向の変化を把握することを目的として実施してまいります。また、活用方法につきましては、これらの報告につきましては委員会資料を商工会議所、市商連、そして各商店街等に内容を伝えまして、商店街の中で例えば空き店舗誘致などについて活用しているというふう聞いております。また、商店街側からも要望があれば出向きまして、その内容について詳細に説明しているというふうな状況でございます。

佐々木（茂）委員

この調査は、どういう機関でやっておられるのでしょうか。

（経済）本間主幹

昭和 61 年からやっていたときは、商工会議所、市商連、三者共同でやっておりましたが、平成 11 年以降毎年春秋 2 回やっておりますものは、市単独で行っております。

佐々木（茂）委員

いろいろな形の中で、直接経済部が所管をして実態調査をしているという形だということですね。ですから、小樽の実態が把握できるのではないかと思います。

小樽の観光について

次に、観光客の入客数というのでしょうか、入り込みの関係が出てございます。それで、先ほども説明がございましたように、ようやく我が党の見楚谷委員が前に代表質問で観光都市宣言ということの提案をされて、ようやく基本計画、この中に出てきたように思います。それで、今後この基本計画に基づいていろいろな方向で進める方向だというふうに思います。長時間かけて観光の時間をかけて見る観光資源とか、私まだもらったばかりなものですから、中を全部よく見ていないでごめんなさい。そんな形の中で、観光資源のことや、結果的に宿泊客が増える要素とか、いろいろなものを今後検討しているのではないかとというふうに思います。

それで、その後、この内容前段で申し上げましたように、まだよく見ていないものですから、小樽のいわゆる観光都市宣言といいますが、観光の経済効果。前に市長と語る会にも課長の方から説明いただいておりますように、経済波及効果、物すごく年間にして 1,319 億円とかいう報告、売上げが 2,668 億円というふうな形で推移しているということで、観光は基幹産業ですということと話をしてございました。それで、中に私は結果的に宿泊者の増加につながるような施設を投資してでも、小樽市の経済情勢、こういう状況ですから、こういうことをいうのは何でしょうけれども、やはり人工的につくるといいますが、そんなようなことも今後検討されてはいかかがというふうに、ちょっと感想だけでもお聞かせいただければ。

（経済）観光振興室飯田主幹

この計画の中でも市内での時間消費型といいますが、時間を多く使っていただくための方策ですとか、あるいは最終的には宿泊体験型に向けてということでの計画（素案）が出ております。そのための施策といたしまして、例えば堺町ですとか、運河周辺に集中している観光客を祝津ですとか、天狗山、朝里川温泉など、いろいろな地域に

外遊していただく、あるいは後志の地域と連携しながら、広域的な観光を進めていくと、そういったことがこの中では必要ではないかというふうに、記載をされているところでございます。

佐々木（茂）委員

中古車運搬定期船について

最後に、港湾部に一つだけお願いをいたします。小樽、ロシア、ウラジオストックの中古車運搬定期船のことにしてお尋ねをいたします。道内で初の定期航路の開設というふうに聞いておりますが、この事業内容等についてお聞かせいただきたい。

（港湾）企画振興課長

現在、日本では日本海側の港を含めまして、太平洋側の港湾から多くの中古車がロシア向けに輸出されておりまして、各港湾とも中古車の輸出につきましては、過密の状況になっております。こういった状況を背景といたしまして、増加する本州経由のロシアへの中古車輸出をターゲットといたしまして、現在も相当数実績のある小樽港を輸出基地として新たに定期航路が開設されたと聞いております。

佐々木（茂）委員

そして、この手法といたしますが、先ほども古沢委員の質問の中にゲートの問題とかありましたけれども、この中古車の手続といたしますか、通関とか積載とか、どこでこういう作業をするとかいうことについてお聞かせいただきたいと思っております。

（港湾）施設管理課長

今の中古車の関係ですけれども、今、勝納ふ頭の 2 番バースといたしますが、ちょうどソーラスの制限区域の中に新たに保税蔵置場を民間海運業者の方がとりまして、そこで税関の手続を終えて船に積み込むという形での話で進んでおります。

佐々木（茂）委員

そうすると、通関も積載もその 1 か所のゲートの中で全部できるということですね。それで間違いはないですか。

（港湾）施設管理課長

そのとおりでございます。

佐々木（茂）委員

そうしますと、以前と違ってそこで全部やられるから、私も素人考えで申しわけないのですが、いわゆるほかに出ていかない形でそこで困った中で全部やります。という形ですから、事故防止というか、その辺のものについては今までとは全然違うという考え方でいいのでしょうか。

（港湾）施設管理課長

制限区域の立上り警備につきましては、あくまでもソーラス対応の警備をしておりまして、制限区域の中の今言ったような業者がとりました保税運搬につきましては、新たに許可をとった業者の方が別にまた警備員を配置した中で警備を行っております。あくまでも市のソーラスのゲートにつきましては、市の委託業者が今までどおりの形で警備を行っているのが実情ということになってございます。

佐々木（茂）委員

そして、その業者は何社でやられているとか、例えば郵船海陸だとか、ナラサキとかありましたけれども、それはそういう形でよろしいのでしょうか。

（港湾）施設管理課長

今のお話のとおり、郵船海陸とナラサキで共同でやっております。

佐々木（茂）委員

終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

-----  
佐野委員

観光基本計画について

では、本日説明がございました観光基本計画について何点が伺わせていただきたいと思います。

素案ということがございますので、一通り目を通しましたけれども、素案の域を出ていないものと、こういう認識はしております。いずれにしても観光都市小樽の観光政策ですから、この出された素案がより充実発展するものと、このように基本的に期待をしているところでございます。

それで、小樽観光政策含めて観光に関する議論というのは、ありとあらゆる場面でなされてきたわけですが、この計画ということを考えれば、総合計画の中の全体計画の一つとして今日まで観光政策、計画というものがきたわけですが、この基本計画がきちんと今後立ち上がっていくと、今までとの総合計画との整合性だとか、あるいは関係性が今後どうなっていくのか。あるいはこれが全く別のものとして新たに存在していくのか。これは基本的なことなので、まずその点から示していただきたいと思います。

(経済)観光振興室飯田主幹

小樽市総合計画との関係でございますけれども、観光基本計画につきましては、計画の序章の2、計画の性格の中で小樽市総合計画における観光分野の基本計画だとしてございまして、総合計画における観光施策にかかわる個別計画という位置づけになります。したがって、市の総合計画と観光基本計画とは、今後の観光振興においても、あるいはまちづくりにおいても相互に関連になって認識されるものと考えております。

佐野委員

基本的にはそういうことですね。

それでは、具体的な話で恐縮なのですが、基本計画「新・いいふりこき宣言」という表現が、大変ユニークだなというふうに思います。いいふりこき、小原室長の「いいふりこくなよ」とか、「何いいふりこいているのよ」とかという、そういう極めて我々はそういう表現でいいふりこき、ちょっと小原室長に悪いですが、俗にいいふりこきというのはそういうとらえ方なのですよ。この大事な素案が「新・いいふりこき宣言」という、ユニークなのかどうか、あえてそれをわかった上で、あえてこういうタイトルを採用したということですから、タイトルの策定、タイトルをつけるに当たって、策定委員会で具体的にどういう背景があって、どういう議論をしてこのタイトルをつけたのかと。私はユニークなのかどうかよくわからない。これはどうなのでしょう。

(経済)観光振興室飯田主幹

「新・いいふりこき宣言」というタイトルについてでございますけれども、策定委員会での議論をまとめますと、先人が豊かな公共心を持って私財をはたいて建物や道路などを整備し、まちづくりに尽力をしたということ、あるいは銀行や商事会社、商店などが店構えを立派にしたり、豪邸を建てたりと、当時としてはある意味いいふりこきの行動の結果が、現状では現在の小樽観光の観光資源や魅力になっているという、まず御指摘がございました。これからは、そうした先人の公共心ですとか、まちづくりへの意思を引継ぎ、人情味あふれる小樽市民が、観光客に自慢できるような、いいふりこきを試みたくするようなまちづくりに取り組んで、訪れた観光客を温かく迎え入れ、交流を深めていく。このことが今後の小樽観光を発展・充実させていくかぎであるという議論がございました。

こういった市民一人一人が新たないいふりこきをしていこうという思いの表現として、「新・いいふりこき宣言」というタイトルがつけられたものでございます。

佐野委員

言われてみればそうなのかなと。しかし、これはタイトルですから、説明しなければならぬような難しさがあるのですよ、今言った説明というのは、よく聞けばそういう意味かと。一般的にいいふりこき宣言とは「何だ、それ」という話になってしまうなという感じはします。歴史と誇りと技が織りなすふれあいの都市「小樽」というのは、これはサブタイトルというような、だれが聞いてもそうだねと思うのだけれども、「何、いいふりこいているのよ」という話になってしまう嫌いがあったものだから、ぜひこの際、これだめということではなくて、発想を変えればユニークだなと。説明するということは、それだけ理解が広がるということですから、頑張ってひとついい方向に持って行ってください。

それともう一つ、視点を変えまして、本当に小樽観光もさまざまな要因があって、昨年も今年もどうなのか、曲がり角に来ているのではないかと。あるいは観光客も減少ぎみにあるのではないかと、こういうことをよく耳にします。よく目にします。これはちょっとこういうことに対して、皆さん方はどういうふうに基本的に押さえているのか、これが一つ。

それから、今回のこの基本計画は、これからの 10 年先を目指してのとりあえず基本計画と、こういうことですから、それは意味があることだと思います。細かくは読んでいませんけれども、この 10 年先の観光小樽の基本計画ですから、今までにない、今までと同じようなことをいくら書いたって、これはだめな話であって、そうでない、今までに取り組んだことのない新たな施策・アイデア、そういうものが、私はちょっと詳しく見ていないのでわからないのだけれども、もしわかればきちんとそここのところも含めて、具体的に説明をしていただければ助かると、こう思いますが、どうでしょうか。

(経済) 観光振興室飯田主幹

小樽観光も曲がり角に来ているというようなお話も聞いておりますけれども、現在、全国各地で観光にかかわりましてさまざまな取組がなされております。そういった意味では、観光地間競争というのが、今後ますます厳しくなっていくだろうというふうに思っておりますので、私どもとしましては、この観光基本計画をしっかりと着実に進めていくということが必要であろうというふうに考えてございます。

それから、新たなアイデアなどがあるのかということですが、今、計画素案の段階ではございますけれども、例えば小樽出身者ですとか、小樽にゆかりのある方にその地域や職場で小樽観光を PR していただくように、小樽観光大使制度の創設あるいは先ほどお話もございました、小樽の観光振興にまちを挙げて取り組む姿勢を表示するための観光都市宣言の実施、それから本計画に基づいて施策を推進していくため、観光協会ですとか、市を中心とした、仮称でございますけれども、小樽観光推進プロジェクト会議、こういったものの設置によりまして、官民協働の観光まちづくりの推進体制を構築していくなどの新たな提案ということで盛り込まれてございます。

佐野委員

期待したいと思います。

それと、明日からですが、このパブリックコメントを市民からもらうという、どういう体制でどういう形でこの市民の意見をいただいくのか。そして、そのいただいた意見にどういう形で対応していくのか、反映していくのかと、ここの点はどうでしょうか。

(経済) 観光振興室飯田主幹

明日 20 日から来年の 1 月 20 日までの期間で市のホームページにおいて本計画の素案を掲示いたしまして、パブリックコメントをいただくこととしておりますが、いただきました意見等につきましては、極力この計画の中に取り込んで、市民の意思が反映された観光基本計画を策定したいと考えてございますので、観光基本計画策定委員会

の中で、その取扱いについて協議がなされる予定でございます。なお、いただきました意見等への対応でございますけれども、策定委員会の協議終了後、速やかに市のホームページによりまして、結果について公表することとしてございます。

佐野委員

わかりました。

では、最後です。

これからの小樽の観光を 10 年先も含めて考えたときに、どうしても小樽・後志との広域観光の視点が極めて私は大事だと、こういうふうに思っています。この計画の素案を見てみますと、これは小樽観光ということですからわかるのですが、それにしても広域観光の視点、とらえ方、今後の方向性については、具体的に後志観光の必要性は 2 行しか載っていない。これは趣旨が違うから 2 行しか載らないだろうなという、それはそれでまた視点としてあるのだろうと思うのだけれども、市内観光、小樽だけの観光がどうやって後志の広域観光、その拠点の小樽という、こういう視点に立つかということが、まさに 10 年先の小樽の観光の柱だと、私はそう考えたときに、このいいふりこきにぜひ後志も含めたいいいふりをした方がいいと、柱にした方がいいと、こういうような思いを実はしているのです。そういうことで、言葉としては広域観光の重要性とかはずいぶん議論はするのです。あるいはそのための協議会の立ち上げはこれはやっているのだけれども、それをどういうふうにやっていくかという、このところを、新幹線が来る来ないは別、あるいは余市と小樽間的高速道路ができるできない、これはいろいろあるのだけれども、しかしこの四季織りなす小樽・後志のこの観光を、倶知安、ニセコなんていうのは、オーストラリア人がこっちへ来ているみたいな、こういう大きく今取り巻く環境が変わっているときに、後志と小樽という、この視点、広域観光、ここはやはりしっかり考えていかなければ、10 年先の小樽観光はあり得ないと、こういう意見を持っているものですから、その点について室長のコメントをもらって、私はやめたいと思います。

( 経済 ) 観光振興室長

委員の御指摘のとおり、これからの 10 年、とりあえず 10 年ということでございますけれども、小樽の観光振興を考えるときには、広域的な観点からの取組というのは本当に重要になってくると思います。それは小樽独自でも多彩な魅力を抱えているわけですが、小樽だけではやはり提供できない魅力というのもこの近辺にはあるという認識も当然ございまして、後志方面、これは私どもは今、後志は確かに重点には置いています、もっと反対側の札幌道央圏側からのお客様の入り込みも小樽観光全体を考えた場合に無視できないということもありますので、後志だけではなくて、札幌中央圏を結ぶ結節点として小樽が位置しているというような認識も持っています。そういう意味では、後志の玄関口であり、また、道央圏のやはり観光の重要なスポットだというような認識の下で、広域観光を進めていきたいというふうに思っています。その点では、何といたっても広域を結ぶ観光ルート、これをどのような形で整備ができていくのか、これは多分にハードの面がありますから、私どもが望めば簡単に実現できるというものではありませんけれども、そういうことを追求しつつ、観光客あるいは旅行エージェントに対しては、後志あるいは道央圏、小樽も当然含みますけれども、こういった地域でのどういう楽しみ方ができるかというような魅力の提供というのでしょうか、楽しみ方の提供という面で、豊富なメニューを用意して、それを持ってキャンペーンなりプロモーションを行っていくということで集客を図っていきたい。そのためには、何といたっても各地域が自分の魅力を自覚して、それを持ち寄って連携をした上でプロモーションに取り込んでいくというような連携する姿勢が大事だと思いますので、そういう呼びかけも小樽から進んでやっていきたいと考えております。

佐野委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。



山口委員

小樽観光の展開方向について

私は、今定例会は観光という立場から、交通記念館のことについて集中して一般質問から予算特別委員会とやらせていただきましたけれども、これはひとえに今の小樽の観光が曲がり角に来ているという認識を佐野委員もおっしゃいましたけれども、また、お答えの方でもそういうのがありましたけれども、明らかに小樽は地すべりの観光が、特に国内観光と言ってもいいですけれども、台湾、香港、韓国、中国も含めて、はしりですから増えておりますけれども、国内のリピーターは明らかに小樽離れを起しているというふうに私は考えております。これはいろいろの要因がございますけれども、特に私は定例会ごとに申し上げておりますけれども、浅草橋と、いわゆる堺町という点の観光、ここから一步も出ていないこの状態で 15 年来たということが、明らかに飽きられてきている現象だと。まして、その中の質が、例えば堺町はクラックで一方通行になりましたけれども、専門店街と言えるような観光の質の高い、そういう施設から、次々と例えばカニ屋が出店をしたり、土産物屋というか、安売りの土産物屋ができたり、特に臨港線沿いには北一硝子の向かいにはそういう、言ってみるなら、どこの観光地でも一番見苦しい部分が出てきているということです。そういうことから、明らかに小樽のこの歴史資源を生かしたまちづくりから、一步外れたものが出てきているということも私はあると思います。

こういう中で、ずっと課題として宿泊人数を増やすような、経済効果が上がるような観光をずっと目指すということでは言われてきたのですけれども、それに対する具体的な施策について、具体的に議論がされた形跡がない。私は、この基本計画を策定時、これは平成 15 年スタートですけれども、まだ市議会議員にならせていただけていない時期からこの問題はありまして、私は誘致協の事業推進委員として、これからは基本的にハードの方の整備の部局と連携をしながら、具体的にどういう施策をやったらいいのかということも議論すべきだと、私は申し上げたつもりです。ソフトの施策については、1999 年に誘致協ができたときに、調査研究部会の部長として調査報告をまとめた経緯があります。そういう中で、ソフトの施策として重点的に、これは運河だけではなくて手宮線という形でまちに広げていくと、面的な観光の一つとして、手宮線も会場に含めた雪あかりの路、特に冬の観光の施策は弱いということでそれを始めた。今もう 8 回目ということを迎えておりますけれども、そして天狗山も含めて、これ誘致協の会員ですから、天狗山夜景の日等、いわゆる眺望観光も含めてソフトの分野では十分にある意味では民間が頑張っていて、それを事務局として市がバックアップするという形でやってきた経緯がございます。

その中で、私は手宮線や、手宮線というのは歴史圏ですから、近代化遺産でこのまちは食っているわけですから、その最たるものだと私は思いますが、その手宮鉄道施設や手宮線、それから例えば商店街で言えば、梁川通り、これは手宮線に近いわけですから、手宮線を生かして梁川通りや中央市場もガンガン屋台なんていう形でやられましたが、それと色内通りということですね。運河、真ん中の中央部の運河だと思いますけれども、そういう面的な拠点拠点をどういうふうに分析し、位置づけて、それを今後の施策、観光戦略の中に位置づけていくのか。例えば梁川通りで言えば、豊後高田市のような昭和の商店街に生まれ変わらせるためにどうしたらいいのか。豊後高田は 1 店 50 万円ぐらいの負担で、これは県や市がある意味では 3 分の 1 ずつ持って、それで看板なんかをつくりかえていたり、サッシを木の戸に変えていくようなことで、生まれ変わらせたことがあるわけです。そんなことが一体小樽ではできるのか、これは取り組まなければいけません。お祭りをやって一生懸命コンタクトをとっていても、そういう中で、例えば施策としていわゆるまちづくり推進室と協議を持つとか、例えば手宮線については、今やっと景観条例の特別景観形成地域の拡大をやったわけです。これは何のために手宮線から上までを入れたのかということです。明らかにまちづくり推進室は、手宮線を今後まちづくりの重点地域としてやろうということでこれ決めているわけですから。これは来年度は景観法も含めて、手宮線地域にかけるのかどこの地域にかけるのか論議が始まります。北運河のことでは、要するに交通記念館と手宮線と旧日本郵船という北運河地区、これを

どう位置づけして、どういうふうな今後の都市戦略の位置づけをするのかということを経済的にやりながら、構想をつくっていくということです。これを別個別個にやっていたのではだめだと私は言っているのです。

私はこの基本計画というのは、先ほどいろいろ表題についても出ましたけれども、せっかく一生懸命民間の委員の方がいらっちゃって、時間を割いてやっていらっしゃるのに、2年もかかっているわけです。私、その中間中間でもいろいろ物を申し上げましたけれども、初めから、例えば一番最後のところです。第4章、第5章です。特に観光推進のために、小樽観光重点地域の展開方向、こういうことを今ごろこんなことを言っているようではだめなのです。ここをどうやるのかということ、関係部局でやっていて当たり前ではないですか。そこをもうやるべきところに来ているわけです。この間に、例えばまちづくり推進室は、条例の範囲を拡大しないと大変だと議論をしたわけでしょう。この間も駆け込みで、小樽の石造倉庫では第一級品ですよ。横綱級ですよ。その小樽倉庫のすぐ真裏に15階建てのマンションが建ちます。大関に当たる大家倉庫の裏に13階建てが建つではないですか。これ、小樽観光なんていうのは総スカン食いますよ。でも、それでとまるということはいいことです。これ以上建ったらもう終わりますからね。そういうマイナス要因がどんどんできていっている中で、どうやってプラス要因を見いだしていくのかということを実際に考えなかったら、この観光は終わりますよ。

私は何度も申し上げていますが、神戸の北野地区の話もしました。坂道を転げ落ちるように落ちるのです、観光というのは。今、50万人ずつ入込み数が減っています。一番問題なのは、宿泊率が上がっていないということです。一番問題なのはリピーターが小樽を支持しなくなったということなのです。リピーターというのは、セールスマンですよ。団体観光の誘致ばかりかけていてもどうにもならないわけです。これは確かに前回修学旅行の誘致ということを経済的にやるということをやっていたけれども、私はそれに反対でした。それも必要かもわからない。

国外観光はどうでもいいとは言いませんが、要するにそれは我々がやっています。韓国のボランティアも台湾のボランティアも今回雪あかりで受け入れてます。民間ではそういうことをやっています。その誘致について、それは産業振興の立場からも太平洋まで行って、キャンペーンを打っていたり、いろいろやっています。ソフトの事業についてはやっているのです。金をかけないで一生懸命になって民間と一緒に。ハード部局と連携しないでソフトなんて、いつまでも続かないですよ、エンジンが、意欲も。民間から言えば、一体行政は何をやっているかという話なのです。そこのところをいつになったら連携して一緒にプロジェクトチームをつくってやるかということです。一番最後のここに書いてある観光振興プロジェクト会議です。これは行政が観光部局だけではだめなのです、これ。経済部局だけではだめなのです、これ。ハード部局や企画政策室が入らないで、こんなことやれるわけがないではないですか。もう話なんかしたくないよという話ですよ、これ。今日もちょっと興奮してしゃべっていますけれども、そういうふうには分析しておりませんか。

(経済)観光振興室長

私のところにつばが飛んでくるぐらい厳しく御意見が出ましたけれども、一番最後に触れられた小樽観光推進プロジェクト会議は、これは読んでいただければおわかりのとおり、庁内の問題ではなくて、まちを挙げてということで取り組んでいくための会議ということでございます。

前段のお話、個別に私の方から意見を述べるという時間ありませんが、観光基本計画の位置づけということで申し上げますと、先ほど佐野委員の御質問にもお答えをしたとおり、何といたしましても小樽市には全体をまとめ上げる総合計画がございます。その中で観光は一分野であるわけですが、観光を軸にした観光振興だけではなくて、観光まちづくりという観点から、今回の基本計画をまとめ上げたというような認識もございまして、その点では総合計画とのリンクというのは、これからは当然意識をした上で進めていくことになる。そうなれば、総合計画には実施計画という形で、その計画を裏づけるものがございますので、その中にも観光は当然組み込まれます。観光は今さら申し上げるまでもなく、まちの総合力が観光の力というふうにもなるわけですから、その点で

いっても、総合計画の中でハード部門、それからソフト部門、そういったものを総合的に検討した上で、もし山口委員がおっしゃるように、ハードの部分で問題あるいは課題が出た場合には、当然それが関連するところということになれば、総合計画だけではなくて、今度は観光を軸にする観点からもそれが関係するところ、そういうところが集まってハードについても検討を行うという体制を、これからつくっていく必要があるという認識は持っております。

山口委員

私は、この基本計画の中で、小樽観光重点地域の展開方向とありますね。中央・手宮地域、祝津・高島地域、天狗山地域、朝里川温泉地域、ぱるて築港地域とありますね。ぱるて築港地域というと、これは水面があります。これは港湾部が、今、関係調整会議をやって、新たに親水性の論議をされていますね。これは例えば民間団体で言うと、NPOにまだなっていませんが「舫」というのがありますね。だから、そこでもこれは国土交通省と一緒にやって一生懸命やっていますね。後志で言うと、佐野さんですね。要するに、しりべしiネットといって国度交通省の予算をもらって、これは後志支庁も含めて小樽市も加わっていますけれども、連携をやっているわけですよ。私は後志で言えば、後志の農産物や積丹の海産物、そういうものを小樽と連携させて、これは小樽の物産協会も含めてですけれども、観光協会も含めてですけれども、広域の物産協会なんかを構想して、そういう中で小樽が窓口になって、そういうものを販売していくようなこともやるべきだと。もう一つは、地域ブランドということを考えれば、当然、例えば産業振興課の方でブランドというのを論議されましたけれども、ああいうことではなくて、すし屋を80パーセント認定するようなことではなくて、ちゃんとこれは北海道のいわゆるブランド認証制度みたいなものが研究されていますけれども、食の安全とか、地域でつくられているのか、地域で加工されているのか、認定基準をきっちりつくって、そういう中で、これは1次産品の基地、積丹、羊蹄山ろく、後志ですね。それで、消費地というか、いわゆる消費地というよりも販売地ですね。小樽が中心になってやるという役割を分けて、連携してやるということも構想の中に入れて、それを実際に動かしていかないと、もう明らかにだめなのです。だから、観光経済波及効果も落ちているよと。地場産品の調達も落ちているよと。それどうするのという話でしょう。そういうことをどう手当して、どう戦略を持ってやるかというのが、こういう基本計画なのではないですか。

これだって重点地域、もう決めていますよ、小樽市内で。これは面的な観光をやろうということでしょう。これは当然ハードにかかってきますよ。例えば水族館なんか老朽化していると。新しい館をつくらなければいけないという課題もありますね。一部ではマイカルのところに持っていくのかという話もありましたけれども、祝津で建て替えるとかという話もあるわけでしょう。だから、例えば水族館は次の水族館はどうあるべきかという議論を、何で経済部の立場からやらなければいけないということでしょう、これは当然。そういうことですよ。技術畑でいったら、まちづくり推進室がいるではないですか。そこと連携して、一緒になって水族館と一緒に考えていくべきではないですか。社長は市長なのだから。

だから、例えば中央・手宮地域というのは、さっき私が言ったことでしょう。要するに、中央市場や中央地域というのは、梁川通りまで行っているわけでしょう。私たちはそういうふうにターゲットにしている。雪あかりも、だからそちらに今30メートル延ばしていきます。手宮地域というのは明らかにあるではないですか。交通記念館、手宮旧鉄道施設、手宮線ではないですか。そして、旧日本郵船、運河公園ですよ。北運河ではないですか。ここをどうしようかということでしょう。金がなかったら知恵を出さなければ。市がもし金を出すのだったら、あの手宮線を買収しなければいけない。買い取ったら、どう整備するのか。その金をどうするのかでしょう。金がなかったら知恵を出さなければいけないでしょう。私は寄付条例の話も、だからしているではないですか。

そういうことを連携して、経済部と企画政策室がやる、まちづくり推進室が連携してやるということではないですか。そういうことがわかっているのに、いまだにこれだということが何だと、私は言っているわけです。はなからそんな答えはわかっているわけです。今位置づけて、これから何をするか考えますと。プロジェクトチームは何で

すか。民間でやると。庁内でまず議論のたたき台をつくって、民間に提出してください。そうだったら、平場で集めて、何かやったら出るわけじゃないではないですか、そんなことはわかっているではないですか。もう形式を整えて、こういう論議をしましたと議論の時期ではないですよ。私はそう思いますけれども、認識が違いますか。経済部長、どうですか。

( 経済 ) 観光振興室長

本日お示しをした観光基本計画の素案は、冒頭で説明をしたとおり、平成 15 年に策定委員会を立ち上げて、策定委員会は民間の方を含めて 16 名の方から成る策定委員会です。したがって、この素案は 16 名の委員の意見をまとめたものというふうにお考えをいただきたいと思うのです。市がここに何もかわっていないのかというと、そうではなくて、これをまとめるに当たっては、観光振興室がこれにかかわっておりますので、そういった中で意見のやりとりは当然ございます。その中で、この 2 年間かかってしまったわけですが、私は逆に申し上げますと、2 年間をかけていろいろ議論を経た上で、このような形にまとめ上がったという点では、時間をかける意義があったというふうに思います。委員は、恐らくそんなことをやっているような状況ではないという御認識がとおりかと思いますが、そのように急がれても、やはり一つ一つ、一步一步階段を踏んで小樽観光の望ましい形に向かっていくという必要があるというふうには私は認識をしておりますので、確かに急がなければならない状況であることも私も理解はできますが、ゆっくり急ぐという、少し矛盾したことはありますけれども、そういった気持ちを持ちながら、やはり行政だけではなくて、ここでも基本計画に何回も触れていますように、それぞれの立場の方がこの小樽観光の状況を認識いただいて、その認識を持ち寄って、小樽観光これからどうするのかという個々の課題にそれぞれの意見を出していただく、そういう意見が出し合える場を積極的に行政が用意をしていくというふうなことで進めていければという考えでございます。

山口委員

私が申し上げているのは、もうそろそろ民間はくたびれるよということをやっているのです。基本的に民間というのは力がないのです。けれども、感性は持っていますよ。体はあけますよ。だから、努力してソフトの施策についてやってきたではないですか。そういう人方が元気の出るようなことをあなた方がやってくれないと、どんどんモチベーションが下がりますよということを私は言っているわけ。もうそこそこ 10 年これをやっているわけですよ。同じような人間が、それは広げていますよ、どんどんウイングは。その間、行政は何をしてきたのかということをやっているのです。民間では、とくにやるべき課題はわかっている。それについて議論をして、行政も道筋をつけてくれと言っているわけです。

少なくとも連携については、なぜこれまでできなかったのですか。私、役所の方を見させていただいてからまだ 3 年たっておりませんが、縦割りなんて、グループ制をしいたとかなんか言いますが、何でそういう人の部署のところに手を突っ込むとまずいのですか。同じ課題でしょう。協力し合ってやればいいではないですか。会社だって、そうでしょう。取締役があって、本当に重要なことだったら、プロジェクトチームを組んでやるのではないですか。そういう事態ではないのですかと、私は言っているのです。

大事な施策についても、私は今、今日声を荒げるのはいろいろ事情がありますから、それは皆さんわかっているかと思いますが、社会教育なんかにつくらせるから、あんな計画が出てくるのです。経済部は文句言わなければいけないのではないですか。観光の目玉のところを、社会教育施設ですと、科学館も入れますなんて、よくそんな話をあなた方は許したと思います。みんな引けますよ、こんなことでは。

後志だって連携連携とさっき言ったけれども、何にもなっていないと話になるではないですか。なぜ働きかけをしないのかということですか。それは民間がやることですか。そうではないでしょう。官民協働というのは、行政が主導して、それに民間がサポートするということなのです。何でかということ、行政は予算を持っているし、組織も持っているのです。民間とは何ですか。任意団体ですよ。何の保証もないのですよ。意欲だけ、熱

意だけでやっているのです。そのモチベーションを上げていくのがあなた方の役割ではないですか。今のままでは下がりますよ。そこのところは認識していただきたい。その認識について、ちょっと山崎部長からお話しいただいて、私は終わります。

経済部長

観光全体にわたってしっ声を賜りましたけれども、まず一つはこの 10 何年間小樽観光を支えてこられた方々というのは、ある意味では手弁当でみずからの力で支えてくれたということは十分認識しています。現行の誘致協を支えている方々を含めて、今の小樽観光のやはり一方の支えるメンバーだとそういう認識はしています。

ただ、お言葉を返すわけではないのですが、市役所は何もしてこなかったかという決してそんなことではなくて、この 10 何年間、小樽市経済部の観光のメンバーというのは、私もずっと見ていますけれども、ある意味では黒子になって、ある意味ではけん引車になって、持っている力の中で小樽観光の推進力の一翼を担っていたというふうに私は思っています。そういう意味では、山口委員も十分わかりだと思えますけれども、ただ言えることはハード部分での誘導だとか、ハード部分での現実の計画ではなくて実際に動いていくという部分が、私たちがなかなか庁内的な意思統一がとれない、あるいはプロジェクトがつくりきれないという、そういう部分のジレンマもありました。決して他部局でやっていることに口を挟めないということではなくて、まちづくり推進室とはいろいろな場面で話もしていますし、そんなに認識は違っていないのです。ただ、いかんせんここ数年間の中では、なかなかその財政的な部分での、どうしても我々が持っている今の弱さというのですか、体力のなさの中から、なかなかどうしても民の投資に頼らざるを得ない。そういうことをうまく誘導しようと思っても、なかなか実現がしきれない。民自体もなかなか体力がないという、そんな中で実現をしてこられないという、そういうジレンマが正直言ってあります。ですから、手宮線の問題にしる、北運河地区の問題にしる、次のターゲットであるという認識は、これまただれも異論がないということで、間違いなく小樽観光の次のポイントの一つだと思います。だから、そこをどうやって位置づけてできる限りやっていくかということは、常に議論はしているのですけれども、なかなか実現がしきれない。少なくとも、いろいろな話はあるのですけれども、今おっしゃっているような形で、10 何年の中でかなり醸成してきた市民意識というのですか、やはり少なくとも市民の生活だとか、市民の皆さんの活動に根差さなければ、観光というのは最終的にはしぼみますので、ここの部分は大事にしながら、庁内的な部分での御批判は受け止めながら、まちづくり推進室なり、企画政策室なり、これは十分議論をして、我々としては現在できることはひるまないでやりますので、そういう意味で見ていただければと思います。

山口委員

終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括、採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。